

令和3年6月吉日

川俣町商工会員 各位

川俣町商工会
(公印省略)

新型コロナウイルス対策一時金、協力金について(お知らせ)

本会運営につきまして、日頃よりご協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策支援として現在受け付けております一時金、協力金についてご案内いたします。

下記2種類の支援策の概要書類を添付しておりますのでご覧ください。

申請用紙の入手や記載等については川俣町商工会(電話565-2377)までご相談ください。

■売上の減少した中小事業者に対する一時金(福島県版一時金第2弾)

・申請受付期間:令和3年6月1日(火)から7月30日(金)まで

・対象事業者:

福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い、

飲食店の時短営業による影響または不要不急の外出自粛により影響を受け、令和3年5月の売上が前年同月等と比べ30%以上減少した中小法人・個人事業者等

・交付額:一律20万円

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(全県版時短協力金)

・申請受付期間:令和3年6月1日(火)から7月30日(金)まで

・対象事業者:接客を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店等

・主な要件:令和3年5月15日(土)～令和3年6月1日(火)の間、時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえでご協力する事等

・交付額:前年度または前々年度の1日当たりの売上高に応じて1日あたり 2.5～7.5 万円 ほか